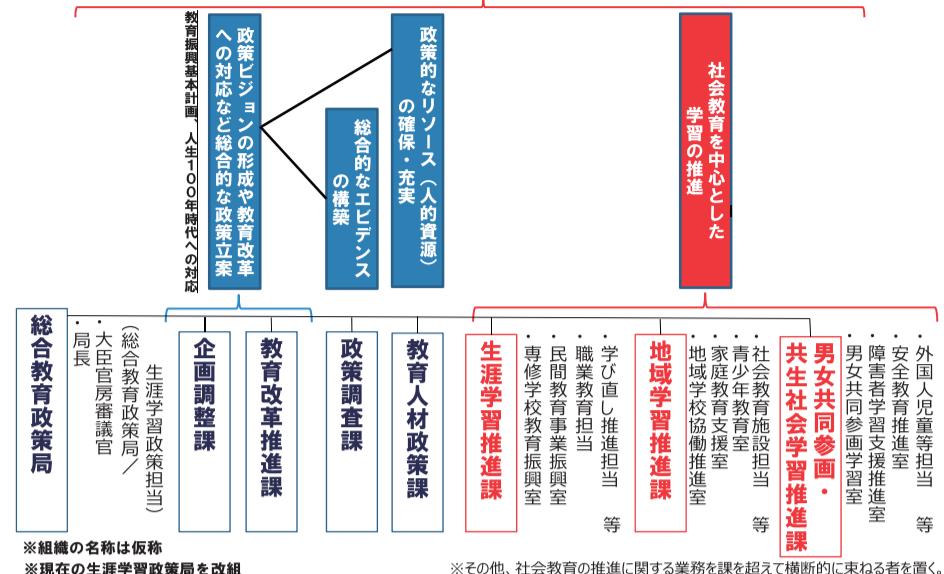


総合教育政策局の体制イメージ(案) (平成30年10月以降)

## 総合教育政策の推進

教育基本法第三条(生涯学習の理念)を踏まえた政策実現



平成30年10月、文部科学省は新時代の教育政策実現に向けて大きな組織再編を行います。人生100年時代、超スマート社会(Society 5.0)、グローバル化や人口減少など社会構造は急速に変化しており、教育を取り巻く環境

も大きく変化していくと考えられます。こうした変化に対応し、これをリードし、さらに新しい価値を創造することができる人間を育成していくためには、教育政策やその推進のための行政組織も不断に進化していかなければなりません。

# 総合教育政策局の設置について



発行所  
〒107-0052 東京都港区赤坂7丁目5番38号  
公益社団法人日本PTA全国協議会  
発行人 東川勝哉  
電話 03(5545)7151  
FAX 03(5545)7152  
ホームページアドレス  
<http://www.nippon-pta.or.jp/>

## 綱領

本会は、教育を本旨とし、特定の中政党や宗派に偏ることなく、小学校及び中学校におけるPTA活動を通して、我が国における社会教育及び家庭教育の充実に努めるとともに、家庭、学校、地域の連携を深め、また社会の健全育成と福祉の増進を図り、子もつて社会の発展に寄与する。

## 主な内容

### 1・2・3面

- 総合教育政策局の設置について
- 連携・協力に関する協定を結ぶ
- 学校における働き方改革

### 4面

- 東日本大震災追悼式典

### 5面

- 心のきずな61教育支援基金

### 6面

- 楽しい子育て全国キャンペーン

### 7・8面

- 「共生」を見えた「協働」へ
- 各府省庁会議の経過について
- 国内研修事業

## (独) 国立青少年教育振興機構 連携・協力に関する協定を結ぶ

—PTA研修、交流等、機会の充実に向けた場の確保—

平成30年4月12日、日本PTA事務局において、「独立行政法人国立青少年教育振興機構」と「日本PTA全国協議会」の連携・協力に関する協定書調印式が行われました。

当日は機構から鈴木理事長をはじめ職員の皆様、日本PTAより東川会長をはじめ役員が参加しました。

日本PTAでは、各PTAの関係者、特に会長はじめ役員等リーダーの方が学び合う研修等の充実を検討しています。

当日は機関から鈴木理事長をはじめ職員の皆様、日本PTAより東川会長をはじめ役員が参加しました。

日本PTAでは、各PTAの関係者、特に会長はじめ役員等リーダーの方が学び合う研修等の充実を検討しています。

このため、地域における様々な学習活動を支援するとともに、地域における学びを先導する人材の育成や社会教育施設の活性化等を推進するなど、社会教育の振興を強力に進めます。

■生涯学習推進課

(1) 人生100年時代を豊かに生きる「生涯にわたる学び」の推進

人生100年時代においては、生涯にわたつて職業人として活躍するための能力やスキルの育成を含め、学校教育・社会教育を通じた「生涯にわたる学び」を推進することがより重要なものとなります。

このため、専修学校教育の振興に加え、大学等におけるリカレント教育や初等中等教育におけるキャリア教育・職業教育も含めた関係施策を取りまとめ、「だれでも、いつでも、どこでも学べる社会」を実現するための総合的な舵取りをします。

また、各種検定試験や高卒程度認定試験など学びの成果を適切に評価する仕組みの設計や運用を行うとともに、他府省の様々な生涯学習関連施策との協力を進めるなど、誰

総合教育政策局のミッション2

生涯にわたる学び、地域における学び、ともに生きる学びの政策を総合的に推進

- 地域学習推進課  
　　人口減少社会において、活動ある社会を持続可能なものとするための鍵は、住民の主体的な社会参画にあります。  
　　住民一人一人の人生を豊かにする学習、少子高齢化や人口減少など地域が直面する課題の解決や地域活性化のための学習など「地域における学び」を学校教育とも連携しながら強力に推進します。  
　　また、学校や家庭との連携が不可欠な青少年教育及び家庭教育支援に関する業務を集め約とともに、社会教育・青少年教育・家庭教育支援等に関する団体との連携の強化や施設の活性化等にも取組みます。
- 男女共同参画・共生社会学習推進課  
　　互いを認め、支え合い、誰もが自信と誇りをもつて社会に参画し、性別や国籍の違い、障害の有無などに関わらず人々が安全安心に生き生きと暮らしていくためには、人々の社会参画と活躍の基盤となる学

「社会教育振興官」(仮称)  
の配置

生涯学習社会の実現に向けて、社会教育の振興は一層重要です。

社会教育に関する業務は、生涯にわたる学び、地域における学び、ともに生きる学びなど幅広く人々の学びを支援するものです。

これを進めるためには、総合教育政策局はもとより、文部科学省やスポーツ庁や学校教育担当部局における業務との連携が不可欠です。

こうした局課を超えた社会教育に関する政策や業務の総合的な調整・推進は、特定の課を超えて、関係業務をより統括的に束ね、相互の有機的な連携を確保しながら全体を動かすことのできる立場の官公職において担うことが適切と考えられます。

このため、総合教育政策局に新たに「社会教育振興官」を配置し、関係業務の連携を密化するとともに、社会教育の一層の振興を図ります。

平成30年3月に、文部科学大臣は中央教育審議会に対して「人口減少時代の新しい地

## 「社会教育振興官」(仮称) の配置

題の育宮おけ6一間ててきるさ息的そくももももも。会議万日昨

れ、特に、これまで学校・  
師が担つてききた代表的な14  
業務について、その考え方  
示されました。

また併せて、業務の役割  
担・適正化を着実に実行す  
ため、国・教育委員会等・  
学校がそれぞれ取り組むべ  
方策についても取りまとめ  
れました。

この「中間まとめ」を踏  
え、文部科学省として取り  
るべき事項について、昨年  
月26日、「学校における動  
方改革に関する緊急対策  
(以下「緊急対策」といっ  
取りまとめました。その  
要は以下の通りです。

## 2 緊急対策の概要について

### 1. 業務の役割分担・適正 を着実に実行するための方針

- ・「中間まとめ」において  
された、代表的な業務の  
り方に關しての考え方を  
まえ、学校や教師等の標  
職務を明確化し、各教員  
員会の学校管理規則に適  
に位置づけられるようモ  
ル案を作成・提示する。
- ・業務改善の取組の優良事  
を収集・周知する。
- ・民間団体等からの各種出  
依頼や配布物等について

## 教員が分るるき各12組まつき一概の教化策示在踏準委切例の展

策は、新たに文化庁が中心と一緒にしながら、その充実を図つ  
なり、総合教育政策局とも連携していくことになります。)

## 総合教育政策局のミッション2

生涯にわたる学び、地域における学び、  
ともに生きる学びの政策を総合的に推進

総合教育政策局は、誰もが生涯にわたって豊かに生き生きと暮らし、互いを認め支え合い、活力ある社会を持続可能とするために必要な社会教育等の分野で、(2)活力ある社会を持続可能とする「地域における」

びの環境整備が必要です。男女共同参画社会基本法やそれに基づく政府の「男女共同参画基本計画」を踏まえた男女共同参画社会形成に関する学習活動、障害者の生涯学習や外国人児童生徒への指導など「ともに生きる学び」を総合的に支援し推進します。

また、安全・安心な共生社会を実現するために、地域と密接に結びついた学校安全の

# 学校における働き方改革

域づくりに向けた社会教育の  
振興方策について」を諮問し  
たところであり、「社会教育

「振興官」は、中央教育審議会における検討のとりまとめの中心となり、新時代の社会教育

育の在り方を構想し、実現目指します。

# 創立70周年記念 シンポジウムについて

|   |         |             |   |             |               |
|---|---------|-------------|---|-------------|---------------|
| ◆ | 基調講演 .. | 筑波大学教授 濱田 博 | ◆ | 会場 ..       | よみうりホール       |
| ◆ | 開催規模 .. | 1000名(予定)   | ◆ | 寄駅 ..       | J R有楽町駅       |
| ◆ | 参加者 ..  | 幼・小・中・高・国立大 | ◆ | 附属P T A関係者、 | 教育関係団体        |
| ◆ | 共催 ..   | 文部科学省(予定)   | ◆ | 会場 ..       | 13時開会         |
| ◆ |         |             | ◆ | 時 ..        | 平成31年1月27日(日) |

それぞれの団体が抱える課題を団体の垣根を越えて共有し、児童から高校生までの全国の子どもたちの健全育成と成人教育にどのように寄与できるか、そして家庭、地域の教育力向上についてどのように連携・協働できるかを考える機会にしたいと考えます。

- ・学校の負担軽減に向けた協力の周知を実施する。
- ・省内に、教職員の業務量を俯瞰し、一元的に管理する組織を整備し、新たな業務を付加するような場合には、当該組織と前広に調整することを基本とする。
- ・コミュニケーション・スクールや地域学校協働活動等を通じた学校教育の質の向上等を進める。等
- 2. 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し
- ・学校単位の計画について、内容や学校の実情に応じて、統合を促す。
- 各教科等の指導計画の内容

- 等に応じて複数の教師で有化するなどの取組を促す
- ・児童生徒ごとに作成する  
画について、学校や児童  
徒の状況等に応じて複数  
計画を1つにまとめ、業  
の適正化と効果的な指導  
つなげられるよう、必要  
支援計画のひな型を示す
- ・類似の内容を扱う委員会  
については、合同設置や  
成員の統一など、業務の  
正化に向けた運用を促す
- 3. 勤務時間に関する意識  
革新と時間外勤務の抑制の  
めの必要な措置  
等

寒潮臺面

- 1 学校が担うべき業務の在り方について

  - 部活動も含め、これまで学校が担ってきた業務のうち、引き継ぎ学校が担うべき業務はどうあるべきか。また、学校・家庭・地域・行政機関等の役割分担の在り方及び連携・協働を進めるための条件整備等はどうあるべきか。
  - 関連法令で義務付けられている学校関係規範や、行政機関・民間団体等から学校に依頼される各種調査業務等の構造をどのように進めていくか

2 教職員及び専門スタッフが担うべき業務の在り方及び役割分担について

  - 「チームとしての学校」の実現に向け、教員が本質的に担うべき業務は何か。また、事務職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員など様々な専門スタッフや支援人員の役割分担及び連携の在り方はどうあるべきか。
  - 例えば、小学校では授業実習等が開始するといった状況の中、新学年指導要領等を円滑かつ確実に実施するために必要な方策をいかに講じかといった、学習指導や生徒指導等の体制の強化・充実をどのように進めていくべきか。
  - 教職員が担うべき業務について、ICTの効率的な活用などを含めた更なる業務改善、その効率的な実施体制の構築に向けて、どのような方策を講じていくべきか。

3 教員が子供の指導に使命感をもってより専念できる学校の組織運営体制の在り方及び勤務の在り方について

  - 学校運営体制の強化・充実を図るために、副校長、主幹教師、指導教諭等の役割や主任の在り方、学校運営を支える事務職員など、学校組織運営の体制はどうあるべきか。また、管理制度の意識改革も含めた効率的な学校マネジメント体制をどのように構築していくべきか。
  - 現在の学校内の校務分掌や整備することとされている各種委員会等の整理・合理化に向け、どのような方策を進めていくべきか。
  - 学校の特性を踏まえた勤務時間制度及び勤務時間管理の在り方はどうあるべきか。

## 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（諮問）（平成29年6月22日）

## ○二十九で学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に關する考え方

| これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の仕事に関する考え方                           | 基本的には学校以外が担うべき業務  | 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務            | 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務                     |
|---|---|-------------------------------------|--|
| ①登下校に関する対応  | ⑤調査・統計等への回答等<br>(事務職員等)   | ⑨給食時の対応<br>(学級担任と栄養教諭等との連携等)        |  |
| ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応                          | ⑥児童生徒の休み時間における対応<br>(繪音、地域ボランティア等)                              | ⑩授業準備<br>(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)      |  |
| ③学校徴収金の徴収・管理  | ⑦校内清掃<br>(繪音、地域ボランティア等)   | ⑪学習評価や成績処理<br>(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) |  |
| ④地域ボランティアとの連絡調整   | ⑧部活動<br>(部活動指導員等)   | ⑫学校行事の準備・運営<br>(事務職員等との連携、一部外部委託等)  |  |
| ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働推進推進員や地域ボランティア等が担うべき。 | ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学校・高校で設置。<br>多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。 | ⑬進路指導<br>(事務職員や外部人材との連携・協力等)        |  |
|   |   |                                     | ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応<br>(専門スタッフとの連携・協力等) |

#### ○業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策の例

| 国   | 教育委員会等   | 各学校  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や教師の担うべき業務範囲の明確化、学校管理規則モデル等の提示</li> <li>・地域や保護者の理解のための資料提供</li> <li>・業務改善の取組の優良事例の提供</li> <li>・調査・統計、依頼事項の精選</li> <li>・民間団体等からの出展依頼や家庭向け配布物について、学校の負担軽減に向けた協力の呼びかけ</li> <li>・現場に様々な業務が付加されてきた反省を踏まえ、勤務時間や人の配置、業務改善等を踏まえ、業務量を俯瞰、一元的に管理する部署を設置</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する学校に対する業務改善方針・計画の策定</li> <li>・事務職員の資質・能力・意欲向上、学校事務の共同実施の促進</li> <li>・独自に実施する調査・統計、依頼事項の精選</li> <li>・学校の業務改善の取組に対する支援</li> <li>・ICT等業務効率化に必要な環境整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の重点目標、経営方針の明確化</li> <li>・関係機関や地域住民との連携の推進</li> </ul> |

Journal of Oral Rehabilitation 2013; 40(12): 933-939

| 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための環境整備              |                        | 【平成30年度予算】                |
|--|------------------------|---------------------------|
| <b>学校指導・運営体制の効果的な強化・充実</b>                     |                        |                           |
| 持ちマチ数の減等負担軽減それに伴う授業準備の充実                       |                        |                           |
| 小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、                            | ・                      | ・ +1,000人                 |
| 一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う各学科指導教員の充実(新学習指導要領への対応)   | ・                      | ・ +50人                    |
| 中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実                      | ・                      | ・                         |
| 校長・副校長・教頭等の事務関係業務の経験による学校の運営体制の強化              | ・                      | ・ +40人                    |
| 学校経営・財務業務の経験のための共同学校事務体制強化(事務職員)               | ・                      | ・                         |
| 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で1,595人の改善。 | ・                      | ・                         |
| <b>教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用</b>                     |                        |                           |
| スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進                  | ・ 61億円                 | 【SC:26,700校】 【SSW:7,500人】 |
| スクール・サポート・スタッフの配置                              | ・ 12億円(新 増) [ 3,000人 ] |                           |
| 学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教員のサポートを担当するスタッフ         | ・                      | ・                         |
| 中学校における部活動指導員の配置                               | ・ 5億円(新 増) [ 4,500人 ]  |                           |
| 理科の観察・実験の支援等を行う観察実験補助員の配置促進                    | ・ 2億円                  | 【 3,100校】                 |
| いじめ防止等対策のためのスクーリングライア活用に関する調査研究                | ・ 0.1億円                |                           |
| <b>学校が担うべき業務の効率化及び精選</b>                       |                        |                           |
| 学校現場の業務改善を加速するための実践研究やアドバイザー派遣                 | ・ 1.3億円                |                           |
| 都道府県単位での統合型校務支援システムの導入促進                       | ・ 3億円                  |                           |
| 地域と学校の連携・協働を通じた、登下校等の見守り活動の充実                  | ・ 1.1億円                |                           |
| 学校給食費収繳・管理業務の改善・充実                             | ・ 0.2億円(新 増)           |                           |

- ・ 教師の勤務時間の管理を徹底する。タイムカード等により勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築を促す。
- ・ 登下校、部活動、学校の諸会議等について、教職員の勤務時間・休憩時間を考慮した時間設定を行うよう徹底する。
- ・ 緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話やメールによる対応等の体制整備に向けた方策を講ずることを促す。
- ・ 部活動について、適切な活動時間や休養日の設定を行うためのガイドラインを示す(これについては平成30年3月にスポーツ庁より「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」として示されています)。
- ・ 長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行つことを促す。等

- ・教職員全体の働き方に関する意識改革
- ・管理職のマネジメント能効養成のための研修を実施。各教育委員会等での働き方に関する必要な研修の実施を促す。
- ・業務改善の観点からの、人事評価や学校評価の実施を促す。等
- 【時間外勤務の抑制のための措置】
  - ・政府全体の「働き方改革実行計画」を参考にしつつ、教師の勤務時間に関する数値で示した上限の目安をもガイドラインを検討・掲示する。等
  - このほか、学校組織の方や、給特法を含む勤務時間制度の在り方については、特別協会での議論において、様々な意見が示されたところであり、その後も引き続き検討を行う。
- 4. 必要な環境整備
- 学校における働き方改革の推進のための①小学校英語教育の早期化、教

科学省とし  
ては、方改革に  
ては、改善及び勤  
務の取組の徹  
底して、緊急対  
応もに教育関  
連通知を各教  
発出したと  
きの業務でま  
た、休み時  
等については  
が、必ずしもせ  
らの新しい業  
務だが、負担事  
務」と整理さ  
れ地域人材の  
れる業務です。  
このよつな業  
務は、地域の実情  
家庭・地域等の比  
者・PTAの比  
得ながら、業務  
適正化が進むこ  
おります。  
また併せて、  
担の軽減に向じ  
の連絡に支障ば  
委員会事務局同  
を確保した上で  
の設置やメー  
応等の体制整  
おける休養日、  
学校閉庁日の設  
を呼びかけて、  
らの取組を学年  
連携して、  
皆様にも、  
における見  
ています。  
育委員会、  
力をいただ

時間や校内清掃・「学校の業務」だけではなく、相談窓口で授業準備や学業については「教師の業務」で軽減が可能な業務であり、それについても、それを期待するの参画が期待され、そこで、教員の業務については、業務に応じて学校・保護者が連携し、保護者皆様の御協力も業務の役割分担やことを期待して、各都道府県や各市区町村、各学校単位のPTAにおける取組について教育委員会・学校と一体となって検討していただき、保護者の皆様の御理解・御協力を得られるよう、共に取り組んでいたことが、学校における働き方改革を進める際の大きな支えになると考えております。

文部科学省としては今後とも日本PTA全国協議会を始めとする教育関係者と一丸となって、学校における働き方改革にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

# 東日本大震災 追悼式典



| 概要     |   |
|--------|---|
| 日時     | 平成30年3月11日  |
| 会場     | 福島県市長会<br>とうほう・みんなの<br>文化センター（福島<br>県文化センター）  |
| 参加人数   | 約700名   |
| 主催     | 福島県<br>福島県市長会<br>福島県町村会   |
| 内容     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○開会の辞 福島県市長会</li> <li>○国家斎唱</li> <li>○内閣総理大臣式辞</li> <li>○秋篠宮殿下のおことば</li> <li>○式辞 福島県知事</li> <li>○追悼の辞 福島県議会議長</li> <li>○御遺族代表のことば 渡辺栄三</li> <li>○黙祷</li> <li>○代表者献花</li> <li>○閉式の辞 福島県町村会長</li> <li>○獻唱 福島県立会津高等学校 合唱部</li> <li>○式典終了後、一般献花</li> </ul> |
| PTA参加者 | 東川会長<br>五十嵐副会長<br>・・・<br>・・・<br>・・・<br>・・・<br>・・・   |
| 協議会    | 京都府PTA<br>・大阪府PTA<br>連合会<br>協議会<br>・京都府PTA<br>協議会   |

## 平成29年度 東日本大震災 追悼復興祈念式 3・11 ともに祈り想いをつなごう

東日本大震災より7年が経過し、福島県をはじめ各地で追悼復興祈念式が開催されました。故人の皆様に心より追悼の意を表します。復興も進んでいると聞いておりますが、5万人近い人々が避難生活を余儀なくされています。風評被害をはじめ、汚染物や廃炉、放射性物質などの課題、問題も多く抱えています。先般、福島第一原発を視察しました。県民をはじめ、関係者一丸となつて復興に全力で取り組み、ふるさとへの想い、子どもたちへの想い、文化の継承など熱い想いを改めて感じました。この想いが薄れていくことのない様、全国に伝えていきます。



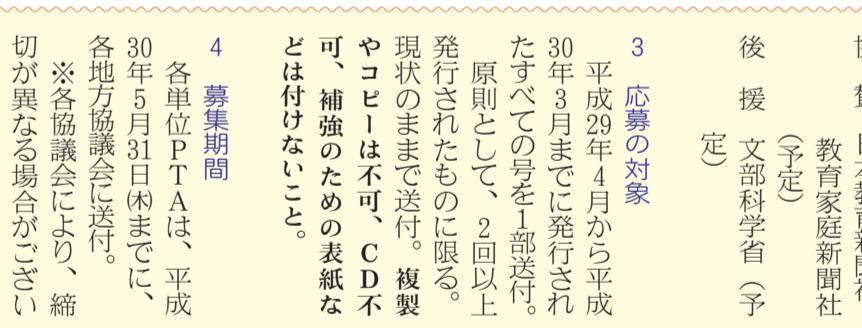
大阪府PTA協議会は、第5回は東日本大震災以降、東北各地へ訪問しています。前回は平成28年4月に第4回東北訪問団として岩手県と宮城県に訪問しました。

東日本大震災復興支援活動  
大阪府PTA協議会 佐々木一智



石川県PTA連合会では、2011年以来、様々な活動を通じて名取市との交流があります。今年度は、「3・11なとり・閑上追悼イベント2018」

名取市の追悼イベントに参加  
石川県PTA連合会事務局長 池田 耕蔵



大阪府PTA協議会は、第5回は東日本大震災以降、東北各地へ訪問しています。前回は平成28年4月に第4回東北訪問団として岩手県と宮城県に訪問しました。

震災後の今を知るという大切な使命を共有、そして伝えていくという使命を担った訪問団にはとても意味のあることだっただと思います。また、この活動を通じて子どもたちに輝かしい未来が来ることうをいつも願っています。

4 募集期間  
各単位PTAは、平成30年5月31日(木)までに、各地方協議会に送付。  
※各協議会により、締切が異なる場合があります。

3 応募の対象  
平成29年4月から平成30年3月までに発行されたすべての号を1部送付。原則として、2回以上発行されたものに限る。現状のまま送付。複製やコピーは不可、CD不可、補強のための表紙などは付けないこと。

2 主催  
公益社団法人日本PTA全国協議会  
協賛 日本教育新聞社  
教育家庭新聞社  
(予定)  
3 後援 文部科学省(予定)

1 趣旨  
日本PTA全国協議会傘下の公立小・中学校で発行するPTA広報紙作品を広く募集し、優秀作品を表彰・公開することにより、PTA広報活動の活発化を促進し、PTA活動の一助となることを目的とする。

今回で40回目を迎える「全国小・中学校PTA広報紙コンクール」。平成30年度も実施します。全国の広報委員の皆さん熱意溢れる作品の応募を、心よりお待ちしております。

平成30年度 第40回 全国小・中学校PTA広報紙コンクール実施について

5 審査基準  
PTA広報紙のもつ目的・使命・記事の内容・編集方法・レイアウト・見出し・文章などについて総合的に審査する。



平成29年度版(第39回)  
2017年9月29日発行

生徒は年々減少している状況  
その経験を記憶している児童・  
被災地では、東日本大震災  
からの教訓を後世に伝えよう  
島自然の家を拠点に実施いた  
しました。

宮城県PTA連合会 会長 菊田 篤  
「心のきずな防災交流事業」は、去る  
2月10日(土)～12日(月)まで宮城  
県東松島市の宮戸島にある松  
島自然の家を取り組んでおり  
ますが、既に7年が経過し、  
5つの民宿に分宿しながら、  
仙台から中学生79名が参加し、  
防災で交流体験

島の産業である海苔すきの体  
験や繩文時代から住み続ける、地  
人々と津波の歴史を学ぶ、地

生には難しかったかも知れま  
せんが、暮らしと防災の関わ  
りを大きくとらえる良い機会

にあります。そこで、当時は  
就学前又は小学校低学年だった  
東北の中学生が交流体験を通じて  
震災を振り返りながら、  
宮戸島の海と生きてきた人々  
の暮らしと防災を学ぶことに  
する力を育成することを目的  
に開催いたしました。

今回は、岩手、宮城、福島、  
仙台から中学生79名が参加し、  
5つの民宿に分宿しながら、  
防災で交流体験



|         |  |
|---------|--|
| ○事業正式名称 | 福島・水俣交流事業  |
| ○開催日時   | 平成29年11月3日～5日                                      |
| ○開催場所   | 福島県郡山市及び三春町<br>(宿舎 スターホテル郡山)                       |
| ○出席者    | 福島県中・高生20名<br>役員及び教職員36名<br>水俣市中・高生7名<br>役員及び教職員5名 |

# ◆心のきずな61教育支援基金◆

**第66回日本PTA全国研究大会**  
第50回日本PTA関東ブロック研究大会  
**新潟大会**

平成30年  
分科会 8/24(金) 全体会 8/25(土)

**大会趣旨**

少子化に伴う学校の統廃合、いじめの問題、ネット依存など、子どもを取り巻く社会が変化する中で、地域コミュニティの中心である学校への期待は大きい。保護者は、子どもたちが質の高い教育を受け、夢を持ち、たくましく成長することを願っています。PTAには、魅力的な学校づくり・地域づくりのために、一層自覚を持った参画が求められています。

越後新潟は、「百俵の精神」の地です。「百俵の米も、食えばたちまちなくなるが、教育にあてれば、明日の一萬、百万俵となる。」と藩士を諭し、救援米を売り、国漢学校を建て、故郷の未来を教育に託した小林虎三郎に想いをさせ、全国から集うPTA会員が教育・育ての意義を再確認し語り合うことで、今後のPTA活動の意欲付けとします。

**メインテーマ**

- たくましい子どもを育て、命を守るPTA活動
- 社会の変化に対応し、故郷に誇りを持てる子どもを育てるPTA活動
- 魅力的な学校づくり、地域づくりとPTA活動
- 会員のネットワークを広げ、学びを深めるPTA活動

**第8分科会(健康安全)**  
ANAクラウンプラザホテル新潟(新潟市)

**特別第2分科会(文部科学省協力)**  
朱鷺メッセ(新潟市)

**第6分科会(環境教育)**  
両津文化会館(佐渡市)

**第2分科会(家庭教育)**  
燕三条地場産業振興センター(燕市)

**第4分科会(地域連携・広報活動)**  
見附市文化ホール アルカディア(見附市)

**全体会**  
ハイブ長岡(長岡市)

**第5分科会(情報と人権)**  
柏崎市文化会館 アルフォーレ(柏崎市)

**全体会**  
アオーレ長岡(長岡市)

**第1分科会(組織運営)**  
上越文化会館(上越市)

**第3分科会(学校教育)**  
長岡グランドホテル(長岡市)

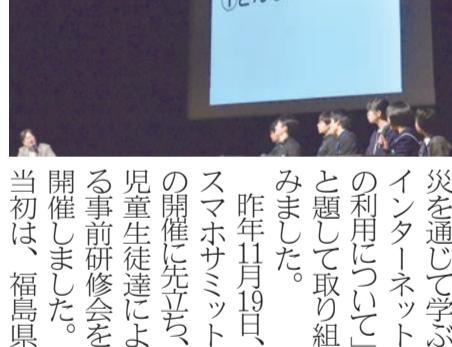
**第7分科会(国際理解)**  
南魚沼市民会館(南魚沼市)

大阪府PTA協議会 会長 佐々木一智

福島県PTA連合会 会長 小林 利明

今年度、心のきずな61教育支援基金事業として、福島県の中学生達及び保護者の皆様を招いて、「関西スマホサミット」を開催致しました。

なお、関西スマホサミットは、近畿ブロックの各協議会／連合会との連携事業として、昨年度から大阪で開催しているのですが、今年度は「震



災を通じて学ぶインターネットの利用について」を題して取り組みました。昨年11月19日、スマホサミットの開催に先立ち、児童生徒達による事前研修会を開催しました。当初は福島県の中学

生徒達も大阪に来て一緒に研修会を行つ予定でしたが、島の産業である海苔すきの体験や繩文時代から住み続ける、地の人々と津波の歴史を学ぶ、地の歴史をより深く学ぶことが出来ました。

福島・水俣交流事業は、5年間の体験・交流・研修活動を終えて幕を閉じました。

これまで長きにわたりこの事業の開催のためにご尽力とご支援をいただきました、公

益社団法人日本PTA全国協議会、福島県教育委員会、実行委員会の皆様と関係各位に心からの感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

福島県議会、福島県教育委員会、実行委員会の皆様と関係各位に心からの感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。



## 平成30年度 「楽しい子育て 全国キャンペーン」



### ～家庭で話そう！我が家のルール・家族のきずな・命の大切さ～の実施について

#### ◆実施要綱◆

募集期間：平成30年5月7日㈪～平成30年6月18日㈪

募集方法…

- ①公益社団法人日本PTA全国協議会ホームページに掲載
- ②地方議会のホームページに掲載
- ③教育委員会等を通じて、各小学校、中学校等にて募集

募集内容…

「家庭で話そう！我が家のルール・家族のきずな・命の大切さ」に関する三行詩。

文部科学省、厚生労働省、「早起き朝ごはん」全国協議会（予定）

募集対象…小学生・中学生と保護者、教職員等

2 主 催

公益社団法人日本PTA全国協議会

3 概 要

後援

子育てや家庭教育を支える地域の環境が変化している。そこで、改めて家庭の会話やコミュニケーションから育まれるきずな・家庭のルール、「早寝早起き朝ごはん」といった子どもたちの基本的な生活習慣づくりなど、家庭教育の大切さや命の大切さについて、家族で話し合い一緒に取り組むことを社会全体に呼び掛けしていくため、「これらをテーマとする三行詩を募集し、表彰を行つ。

1 趣旨

都市化や核家族化、少子化など、家庭の会話やコミュニケーションの大切さについて、家族で話し合い一緒に取り組むことを社会全体に呼び掛けっていくため、「これらをテーマとする三行詩を募集し、表彰を行つ。

※所属する協議会により締め切りが別日に設定されている場合がありますので、必ずご確認ください

応募方法…

募集チラシの裏面にある「応募用紙」、又は、公益社団法人日本PTA全国協議会ホームページに掲載する所定の「応募用紙」、あるいは、A4サイズの用紙に、氏名（ふりがな）、年齢（学年）、住所、電話番号、学校名等、三行詩を記入の上、以下の応募先に提出する。

指定都市のPTA連合会・協議会等へ提出する。  
地方協議会において、応募のあった作品の選考を行い、小学生、中学生、一般の各部それぞれ5点を上限として第1次選考を行い、7月20日（金）までに公益社団法人日本PTA全国協議会に推薦する。

応募方法…

募集チラシの裏面にある「応募用紙」、又は、公益社団法人日本PTA全国協議会ホームページに掲載する所定の「応募用紙」、あるいは、A4サイズの用紙に、氏名（ふりがな）、年齢（学年）、住所、電話番号、学校名等、三行詩を記入の上、以下の応募先に提出する。

指定都市のPTA連合会・協議会等へ提出する。  
地方協議会において、応募のあった作品の選考を行い、小学生、中学生、一般の各部それぞれ5点を上限として第1次選考を行い、7月20日（金）までに公益社団法人日本PTA全国協議会に推薦する。

### 個人情報保護法の改正対応はお済ですか？

同法の改正(2017年5月30日施行)により、PTA・育成会等、個人情報を取扱う全ての事業者に適用されるようになりました。今後、PTAとして活動する場合には、改正された法律を遵守しながら、PTA会員等の個人情報を取得・利用・管理する必要があります。

### 個人情報保護法の改正に対する備え

個人情報保護法の改正に対応する体制作りとしては「PTA規約(会則)の改正」と「個人情報取扱規則の整備」と個人情報取扱いのリスクを回避するための保険加入等の備えが必要です。



（子どもが公立学校に在籍する場合）  
①子どもの在籍する学校等へ提出。  
②各学校PTAが取りまとめをし、各所属の都道府県・郡・市

（子どもが私立学校に在籍する場合）  
①子どもの在籍する学校等へ提出。  
②各学校PTA等で取りまとめをし、7月2日（月）までに公益社団法人日本PTA全国協議会に提出する。

他の場合（私立学校や立大学法人附属学校に在籍・所属が不明の場合等）  
各学校PTA等で取りまとめをし、7月2日（月）までに公益社団法人日本PTA全国協議会に推薦する。

詳細は日本PTAホームページをご覧ください。

東京2020組織委員会は、2月28日、東京2020大会マスコットの投票結果を発表し、採用作品を決定しましたので、お知らせいたします。

平成29年12月11日から平成30年2月22日の間、投票に参加いたいた国内外の小学校等の数は16769校、学級数は205755学級となりました。

ここまで多くの学校等に参加いただきましたが、PTAをはじめとした学校関係者の皆様のご理解の賜物であり、心より感謝申し上げます。

3月中旬、参加いただいたすべての小学校等には、感謝の気持ちを込めて、感謝状とマスコットトペーパークラフトを電子データにてお送りいたしました。

東京2020大会マスコットは、今後、名前の決定プロセスを経て、本年7～8月に正式発表する予定です。

その後、東京2020大会のアンバサダーとして、大会機運の盛り上げや国内外からの選手・観客のおもてなし等で活躍し、大会終了後も皆様の心に長く残ることが期待されています。

## 2020年オリンピック・パラリンピック マスコットが決定しました！



学校関係者の皆様には、今回のマスコットとともに大会を盛り上げていただきつつ、今後、弊社が展開するオリンピック・パラリンピック教育にも取り組んでいただけますよう、引き続き、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



# 学校・保護者・地域の「協働」へ向けて

筑波大学教授 濱田 博文

第3回 「共生」を見すえた「協働」へ

もちろん容易ではありませんが、それぞれの場でできることを積み重ねるしかないように思います。子どもたちの世界を考えると、深刻ないじめや自殺などが後を絶ちません。大人と子どもの関係をみても、児童虐待や育児放棄に関わる報道が日常化しています。「グローバル化」というと国レベルの話を想起しますが、私たち個人が他者の人格と尊厳を認め合い、人権を保障することが実現できるかどうかという点に、課題の本質はあるのではないかと思うか。

て、あらゆる国や地域に暮らす人々が、互いの言語、文化、価値観などの違いを認めあい人格を尊重しながら安心して生活できる社会へ、この地球を変えていかなければならぬ状況だとみています。

「グローバル化」という言葉がいろいろなところで使つてはやされています。読者の皆さんはどうな意味で使つておられるでしょうか。人やお金や物などが国境を越えて容易に移動できるようになる状態。遠い異国の人とでも気軽に情報や意見などをやりとりできる状態。経済活動に注目するなら、海外諸国に競り勝つための国際的な競争力を国として維持しなければならない状態、など。

の背景や要因はほんとうに複雑で、家族・友人関係・学校・関係機関・地域住民への働きかけ、関係機関とのネットワークづくり、学校内のケース会議への出席、保護者への支援、教職員への研修活動など、Kさんは「教育と福祉の間」で多岐にわたる活動をされています。

特に印象的だったのは、SSWがいい仕事をするためには「『学校という世界』を知り、理解する」必要があるとおっしゃったことです。学校が社会から委ねられている教育という仕事の難しさ、その中で教育実践に取り組んでいる教職員の「生きづらさ」への理解です。

そしてもう一つ。Kさんは「SSWは子どもの家族全体の応援団だ」とおっしゃいました。家族の抱える問題を解決していくと、子どもが抱える問題も解決へ向かう。

Kさんの豊かな経験に裏付けられた真実がこの言葉に表れているのではないでしようか。

# 学校施設の在 調査研究協力

**学校教育法等の一部を改正する法律案の概要**

## 趣旨

教育の情報化に対応し、平成32年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができる（併用制\*）よう、所要の措置を講ずる。

※引き続き、紙の教科書を給付。

## 概要

### 1. 学校教育法の一部改正

現在、小学校、中学校、高等学校等の授業では、紙の教科書を使用しなければならない（教科書の使用義務）ことされているところ、

- ① 小学校、中学校、高等学校等において、検定済教科書の内容を電磁的に記録した「デジタル教科書」がある場合には、教育課程の一部において、教科書の使用義務に関わらず、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用することとする。  
※学習指導要領を踏まえた検定基準に基づき検定に合格した図書が教科書として使用される。  
ただし、視覚障害、発達障害等の事由により通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対し、文字の大字や音声読み上げ等により、その学習上の困難の程度を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部において、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用することとする。  
【第34条関係】
- ② 特別支援学校や、工業高校など高等学校の専門教科等において、検定済教科書が無い場合等に使用する図書についても、①と同様に、その内容を電磁的に記録した教材を使用できることとする。  
【附則第9条関係】

<デジタル教科書のイメージ>

**2. 著作権法の一部改正**

- 通常の紙の教科書と同様に、掲載された著作物を権利者の許諾を得ずに「デジタル教科書」に掲載し、必要な利用を行うことを認めるとともに、当該著作物の利用に係る補償金等の規定について整備する等の措置を講ずる。  
【新設】

**3. 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正**

- 民間による教科書の発行がなく文部科学省著作教科書が発行される場合に、その「デジタル教科書」についても、文部科学省著作教科書と同様に、文部科学大臣が出版権を設定できることとする等の措置を講ずる。  
【第17条関係】

## 施行日

平成31年4月1日

平成27年5月27日より検討会議において、現在の教科書ないしは教科書制度の意義や位置付けを確認した上で、「デジタル教科書」を巡る様々な課題について、関係の有識者からの意見聴取や、デジタル教材を使用する学校における取組状況の視察、保護者を対象としたアンケート調査等も踏まえながら、多様な観点から検討を行い、その後、教育委員会や学校関係者をはじめとする様々な関係者からの意見や、パブリックコメントを通じた一般の方々からの意見を踏まえて、更に検討を進め、いわゆる「デジタル教科書」の位置付けが決まりました。その後、科書発行会社関係者による度改正に連する事項が検討され、翌12月には実施されました。

# 「デジタル教科書」の位置付けに関する 検討会議

## 各府省庁会議の経過について

尾上 浩一

され、委員には教育・建築・環境等を専門とする大学から13名、教育委員会2名、小中学校2名、社会福祉法人1名と私の19名で構成さ

れ、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課の方々も10名程度参加の下、行われてきました。

ては、先ず幼稚園施設に特化して部会を立ち上げることにし、先進事例の現地調査、幼稚園施設整備指針の改訂に向けた基本的考え方

謝申し上げますとともに、  
今後同様の会議にPTA代表  
で参加される方のお役に立つ助言が少しでもできればと考  
えます。



# 国内研修事業 in 渡嘉敷村

A photograph showing a group of scuba divers swimming over a dense coral reef. The divers are positioned in the upper half of the frame, moving from left to right. They are wearing full scuba gear, including tanks, regulators, and fins. The water is clear blue, and sunlight filters down from the surface. In the foreground, the intricate, branching structures of a staghorn coral colony are visible, covered in small, colorful fish.

|  |                  |
|--|------------------|
| 宿泊場所   | 研修場所             |
| ・平和学習、海洋研修、<br>野外炊事、地域交流、<br>文化学習  | ・沖縄県渡嘉敷村         |
| ・国立沖縄青少年交流<br>の家・沖縄県立糸満青<br>少年の家   | ・沖縄県立糸満青<br>少年の家 |
| 素晴らしい人々、平和、文化、<br>自然、天気に恵まれ全国より、1<br>11名の中学2年生、沖縄大学よ<br>りボランティア学生13名、国立青 | 宿泊場所             |

公益社団法人日本PTA全国協議会では、国内研修事業を通して、次世代を担う子どもたちが集団行動を通して、コミュニケーション能力や他者、地域への理解を高めるとともに、班活動でのチームワークの構築、平和学習、自然体験活動を通じて社会環境や自然環境への視野を広め、全国や地域で活躍できる人材の育成事業を開催しています。



少年機構2名、看護師2名、カメラマン1名、旅行社1名、日本PTA引率者6名が参加して136名にて平成30年3月27日～31日にて今年度で4回目の渡嘉敷村での4泊5日の研修事業を開催い

た日は不安げな子どもたちでしたが、研修を重ねることに表情、態度が変わっていきました。樂しいことばかりではなかったと感じますが、共に汗を流し、涙し、共に笑い、感動いたしました。

渡嘉敷村の方々のおもてなし、沖縄戦の平和学習、青く澄んだ海での海洋研修など子どもたちにとつて多くのことを学ぶ国内研修となりました。また、将来の親友に出会えた子もいると思います。

この研修を通して、子どもたちの成長と頑張る姿に改めて子どもたちの素晴らしさを実感させていただきました。

来年度も同様の国内研修事業を開催する予定です。全国の子どもたちの参加をお待ちしています。



現在、教育振興計画部会では、第3期目の教育振興基本計画の検討、とりまとめを行っていますが、その中では今後の教育政策に関する基本の方針として、人々が社会生活の様々な場面においてそれぞれの得意な分野や個性に応じてリーダーシップを発揮し、また、別の場合ではリーダーを支えられるようになることが重要であること、そのため以下 の視点により具体的な施策を提示し、成果目標や指標を設定して

教育の振興に関する施策についての基本的な方針、及び講ずべき施策その他必要な事項についての基本的な計画であり、地方公共団体についてもこの計画を参考し、その地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めよう努めなければならぬとされています。

文部科学大臣の諮問機関として文部科学省内に設置されている審議会である中央教育審議会の部会の一つであり、「教育振興基本計画」を審議し計畫する部会となっています。

「教育振興基本計画」とは平成18年に改正された教育基本法第17条にその目的が記載されています。

課題として、少子高齢化の進展に伴う就学・就業構造の変化、技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会システムの変化、子供の貧困など格差の固定化、地域間格差など地域の課題、子供自身や家庭、学校などを子供を取り巻く状況変化などに対し教育が大きな役割を果たす必要が挙げられています。

手となるための学びのセーフティネットを構築する  
5 教育政策推進のための基盤を整備する

いいくべきであると考えています。

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するための力育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手

に課せられた大切な役割の一つだと思っています。実際に多くのこういった国や審議会や会議に日本PTAの関係者が出席し、意見を述べるなどして日本の子どもたちの幸せのために関わっているところです。

関係団体ヒアリングを行ない、3月2日に開催される中央教育審議会の総会に、その取りまとめたものが答申として提出されました。

「教育は未来への先行投資である」という理解を醸成し、財源を確保しつつ、教育投資を充実することが不可欠であり、その在り方について今後どう教育財源の確保に向け取り組んでいくかについて、この教育振興基本計画部会において検討を行つてまいりました。

アオンのみの家庭が増えていきます。従来の連絡方法が変わ  
だけでなく、子どもにスマートフォンを持たせることで大きな抵抗感を持たない  
護者も多くなってきていました。そんな中で、コミュニケーションツールを中心  
青少年が犯罪やトラブル巻き込まれるケースは後  
絶たない状況です。

その中には、事前にフルターリングを徹底する  
や簡単な知識を持つこと  
防げた事例も少なくありません。

利用は広く一般的にな  
8割以上が日常的にインターネットを利用していま  
子どもたちのスマートフォン所有率が上がる中で、問題になりつつあるのが、マートフォン所持の低年化です。

ネットモラルキャラバン隊は、インターネット上でのマナーや家庭でのルールの重要性を周知するため、有識者によるキャラバンを結成し、全国の保護者対象とした学習・参加型シンポジウムを開催する事業です。

保護者に対して継続的に青少年をトラブルから守るために、ボイントを持ち帰つてもらい、各地域へ更なる取り組みの広がりを促す事業です。本事業をきっかけに保護者が自身が各地域で更なる取り組みを行つてみようと思つてもらえるように、開催方法、内容については開催地域の協力者と検討を行い、地域に合つた内容で開催することで、地域の青少年の安全安心なインターネット利用に資する事業を目指しています。

子どもも、地域の子どもたちを守るために、日々子どもとの対話の時間を持ち、青少年自身にモラルや規範意識を身に付けさせることも重要であり、保護者が主体的に子どもと向き合う姿勢が求められています。

本事業は保護者を主な対象に、情報モラルに焦点を当てたシンポジウム開催等の啓発活動を行うことで、

企業や各団体も啓発活動を行ってこの問題に取組んでいます。しかし、青少年を取り巻くインターネットの状況は日々変化しており、保護者にとっては扱いが難しく、学校頼みになつているような現状もあります。このような現状を踏まえれば、保護者として自分の役

中教審・教育振興計画部会

川端  
美樹

# 文部科学省 委託事業 ネットモラルキャラバン隊 実行委員会